

郡山市中学校体育大会参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の体育・スポーツの振興を図るため、市立中学校の生徒（以下「生徒」という。）が中学校体育連盟主催の県大会、東北大会又は全国大会（以下「大会」という。）に参加する場合に、当該生徒の体育活動を支援する目的で組織されたその保護者等の団体（以下「団体」という。）に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、団体が負担する大会の開催要項に定める参加資格を有する生徒（競技参加申込書に記載されたものをいう。）の大会の参加に要する経費のうち宿泊費及び交通費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次に定めるとおりとする。

(1) 宿泊費 県外で開催される大会に係る宿泊で、大会の宿泊要項等に定める額に大会参加期間の宿泊日数を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該期間の前後の宿泊又は県内で開催される大会に係る宿泊に要する経費の額を補助することができる。

(2) 交通費 県外で開催される大会に係るものにあつては別表第1に定める額に参加生徒数を乗じて得た額とし、県内で開催される大会に係るものにあつては別表第2に定める額に参加生徒数を乗じ、これに往復した回数に乗じて得た額とする。

3 前項第2号の規定にかかわらず、バスを借上げた場合における交通費の補助金の額は、当該バスの借上げに要する経費の額とする。ただし、同号の規定の例により算出された額を超えることができないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、大会に参加する条件として新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する書類の提出を求められたときの検査及び陰性証明に係る経費については、参加資格を有する生徒の人数分の全額を補助する。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、中学校体育大会参加費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 宿泊要項
- (3) 参加申込書の写し
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体の代表者に通知しなければならない。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金の一部を概算払の方法により交付することができる。

(事業内容の変更等の手続き)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体の代表者は、当該補助事業に係る事業内容を変更しようとするときは、中学校体育大会参加費補助事業内容変更承認申請書(第4号様式)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、規則第9条第2項に規定する補助事業内容変更承認通知書により当該団体の代表者に通知しなければならない。

3 当該補助事業に係る事業内容の変更が、補助金等交付決定額に影響を及ぼさず、又は補助金の減額が2割以内である予算の変更の場合は、第1項に規定する内容変更の承認申請を要しないものとする。

(実績報告等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた団体の代表者は、補助事業が完了したときは、速やかに中学校体育大会参加費補助事業実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 参加者名簿

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の場合において、当該補助事業に係る実績額が交付決定額と異なることとなったときは、実績報告と併せて、市長が必要と認めて指示する書類を添付しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、これを審査し、その内容が適当と認めるときは、速やかに補助金の額の確定を行い、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該団体の代表者に通知するものとする。

(補助金の戻入)

第10条 市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払いの額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 16 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)	開催地	金額(円)
北海道	70,600	茨 城	5,100	静 岡	28,000	島 根	53,400	長 崎	99,300
青 森	26,300	栃 木	10,100	愛 知	36,200	岡 山	45,000	熊 本	94,500
岩 手	20,200	埼 玉	13,500	三 重	41,000	広 島	49,200	大 分	94,000
宮 城	10,700	東 京	16,300	滋 賀	42,800	山 口	53,300	宮 崎	93,900
秋 田	19,900	千 葉	17,800	京 都	40,100	高 知	83,700	鹿児島	100,500
山 形	11,600	神奈川	17,200	大 阪	40,700	徳 島	79,200	沖 縄	102,100
新 潟	31,400	群 馬	20,400	兵 庫	41,800	香 川	79,900		
富 山	36,500	山 梨	24,000	奈 良	40,700	愛 媛	83,900		
石 川	39,100	長 野	25,400	和歌山	44,800	福 岡	93,700		
福 井	43,500	岐 阜	37,700	鳥 取	51,000	佐 賀	94,400		

別表第2（第2条関係）

地区名	開 催 地	金額（円）
県北地区 (近隣市町村除く)	福島市、伊達市、伊達郡	2,000
県中地区 (近隣市町村除く)	小野町、石川郡	1,500
県南地区	白河市、西白河郡、東白川郡	1,600
会津地区	喜多方市、会津若松市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡	3,100
南会津地区	南会津郡	5,300
相双地区	相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡	5,100
いわき地区	いわき市	3,300
近隣市町村	須賀川市、田村市、鏡石町、三春町、玉川村、二本松市、 本宮市、矢吹町、天栄村、大玉村	600